

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり、東村山市議会会議規則（平成10年東村山市議会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき東村山市議会に提出する。

令和3年3月25日提出

提出者 議会運営委員会

小町 明夫 村山じゅん子 下沢 ゆきお  
小林 美緒 佐藤まさたか 横尾 たかお  
山口 みよ 土方 桂 駒崎 高行  
渡辺 みのる

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

東村山市議会委員会条例（昭和39年東村山市条例第37号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 市の組織改正に伴い、東村山市議会委員会条例第2条第2項に規定する所管名称の一部を変更するため本案を提出する。

東村山市議会議長 熊木 敏己 殿

令和3年 月 日

東村山市議会議長 熊木 敏己

東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

東村山市議会委員会条例（昭和39年東村山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「環境安全部、資源循環部」を「防災安全部、環境資源循環部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 東村山市議会委員会条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

## 新 条 例

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)

### 第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) まちづくり環境委員会 6人

防災安全部、環境資源循環部、まちづくり部の所管に属する事項

(4) 略

旧 条 例

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1)～(2) 略

(3) まちづくり環境委員会 6人

環境安全部、資源循環部、まちづくり部の所管に属する事項

(4) 略